

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成19年2月6日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成19年2月13日（火）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第22会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）